

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 3月 2日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区芝四丁目14番1号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原 永三
グループマネジャー
総務室 藤原 謙
グループマネジャー

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社三菱ケミカルホールディングス 本店
(東京都港区芝四丁目14番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社三菱ケミカルホールディングスをいい、「対象者」とは、三菱レイヨン株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)、「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注4) 平成22年2月17日付で提出した公開買付届出書に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注5) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月17日付で提出した公開買付届出書（平成22年2月18日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

6 株券等の取得に関する許可等

（2）根拠法令

（3）許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

（1）公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

（3）特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

（4）特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	572,226
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年2月17日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年2月17日現在)(個)(g)	<u>6,517</u>
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)	568,504
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(後略)

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	572,226
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年2月17日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年2月17日現在)(個)(g)	<u>6,526</u>
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(j)	568,504
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(後略)

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

(前略)

欧州競争法

公開買付者は、平成16年1月20日付理事会規則2004年第139号に基づき、欧州委員会に対し、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。欧州委員会が、本件株式取得を承認した場合又は正式決定を行うことなく法定審査期間（原則として届出日から25営業日（欧州における営業日）ですが、延長される場合もあります。）を満了した場合に、公開買付者は本件株式取得の実行により取得した株式の議決権を行使することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成22年1月22日（現地時間）付で欧州委員会に提出され、受理されています。

(中略)

ロシア競争法

公開買付者は、ロシアの競争法に基づき、ロシア連邦反独占局に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間（原則30日ですが、延長される場合もあります。）内にロシア連邦反独占局が本件株式取得を承認した場合又は本件株式取得の承認が必要ではないと声明した場合、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成22年1月21日（現地時間）付でロシア連邦反独占局に提出され、受理されています。

(中略)

ウクライナ競争法

公開買付者は、ウクライナの競争法に基づき、ウクライナ反独占委員会に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間（原則30日ですが、延長される場合もあります。）内にウクライナ反独占委員会が本件株式取得を承認した場合又は本件株式取得の禁止等の措置をとらない場合、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年12月23日（現地時間）付でウクライナ反独占委員会に提出され、平成22年1月8日（現地時間）付で受理されました。その後、平成22年1月19日（現地時間）付で、ウクライナ反独占委員会から本件株式取得を承認する文書が発出されました。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の前日までに、欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又はロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

(前略)

欧州競争法

公開買付者は、平成16年1月20日付理事会規則2004年第139号に基づき、欧州委員会に対し、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。欧州委員会が、本件株式取得を承認した場合又は正式決定を行うことなく法定審査期間（原則として届出日から25営業日（欧州における営業日）ですが、延長される場合もあります。）を満了した場合に、公開買付者は本件株式取得の実行により取得した株式の議決権を行使することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成22年1月22日（現地時間）付で欧州委員会に提出され、受理されています。その後、平成22年2月25日（現地時間）付で、欧州委員会から本件株式取得を承認する文書が発出されました。

(中略)

ロシア競争法

公開買付者は、ロシアの競争法に基づき、ロシア連邦反独占局に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間（原則30日ですが、延長される場合もあります。）内にロシア連邦反独占局が本件株式取得を承認した場合又は本件株式取得の承認が必要ではないと言明した場合、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成22年1月21日（現地時間）付でロシア連邦反独占局に提出され、受理されています。その後、平成22年2月24日（現地時間）付で、ロシア連邦反独占局から本件株式取得の承認が必要ではないことを言明する文書が発出されました。

(中略)

ウクライナ競争法

公開買付者は、ウクライナの競争法に基づき、ウクライナ反独占委員会に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間（原則30日ですが、延長される場合もあります。）内にウクライナ反独占委員会が本件株式取得を承認した場合又は本件株式取得の禁止等の措置をとらない場合、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年12月23日（現地時間）付でウクライナ反独占委員会に提出され、平成22年1月8日（現地時間）付で受理されました。その後、平成22年1月19日（現地時間）付で、ウクライナ反独占委員会から本件株式取得を承認する文書が発出されました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
中国	中華人民共和国商務部	平成22年2月11日	商反壟審査函[2010]第1号
台湾	台湾公平交易委員会	平成22年1月29日	公貳字第0990000839号
トルコ	トルコ競争庁	平成22年1月12日	B . 5 0 . 0 . REK.0.05.00.00-120/56
ウクライナ	ウクライナ反独占委員会	平成22年1月19日	8 -p

(訂正後)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
欧州	欧州委員会	平成22年2月25日	Case No COMP/M.5712
中国	中華人民共和国商務部	平成22年2月11日	商反壟審査函[2010]第1号
台湾	台湾公平交易委員会	平成22年1月29日	公貳字第0990000839号
ロシア	ロシア連邦反独占局	平成22年2月24日	AG/4511
トルコ	トルコ競争庁	平成22年1月12日	B . 5 0 . 0 . REK.0.05.00.00-120/56
ウクライナ	ウクライナ反独占委員会	平成22年1月19日	8 -p

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合(公開買付け期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又はロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合を含みます。)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成22年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,517(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	6,517(個)		
所有株券等の合計数	6,517(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(平成22年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,526(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	6,526(個)		
所有株券等の合計数	6,526(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成22年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,517(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	6,517(個)		
所有株券等の合計数	6,517(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(平成22年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,526(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	6,526(個)		
所有株券等の合計数	6,526(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成22年2月17日現在)

(訂正前)

(前略)

氏名又は名称	青木 真二
住所又は所在地	東京都港区芝四丁目1番23号
職業又は事業の内容	三菱化学メディア株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 総務室 グループマネジャー 藤原 謙 連絡場所 東京都港区芝四丁目14番1号 電話番号 (03)6414-4850
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	渡辺 晴一
住所又は所在地	滋賀県長浜市三ツ矢町5番8号
職業又は事業の内容	株式会社菱湖テクニカ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 総務室 グループマネジャー 藤原 謙 連絡場所 東京都港区芝四丁目14番1号 電話番号 (03)6414-4850
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	佐藤 照明
住所又は所在地	東京都台東区上野五丁目6番10号
職業又は事業の内容	菱樹商事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 総務室 グループマネジャー 藤原 謙 連絡場所 東京都港区芝四丁目14番1号 電話番号 (03)6414-4850
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(後略)

(訂正後)

(前略)

氏名又は名称	青木 真二
住所又は所在地	東京都港区芝四丁目 1 番23号
職業又は事業の内容	三菱化学メディア株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 総務室 グループマネジャー 藤原 謙 連絡場所 東京都港区芝四丁目14番 1 号 電話番号 (03)6414-4850
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	佐藤 照明
住所又は所在地	東京都台東区上野五丁目 6 番10号
職業又は事業の内容	菱樹商事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 総務室 グループマネジャー 藤原 謙 連絡場所 東京都港区芝四丁目14番 1 号 電話番号 (03)6414-4850
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(後略)

【所有株券等の数】

(平成22年2月17日現在)

(訂正前)

(前略)

田尻 象運

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	65(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	65(個)		
所有株券等の合計数	65(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

宮木 敬

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	21(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	21(個)		
所有株券等の合計数	21(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(中略)

青木 真二

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	1(個)		
所有株券等の合計数	1(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

渡辺 晴一

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	1(個)	—	—
所有株券等の合計数	1(個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

佐藤 照明

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	4(個)		
所有株券等の合計数	4(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(後略)

(訂正後)

(前略)

田尻 象運

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	73(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	73(個)		
所有株券等の合計数	73(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

宮木 敬

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	23(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	23(個)		
所有株券等の合計数	23(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(中略)

青木 真二

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	1(個)		
所有株券等の合計数	1(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

佐藤 照明

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	4(個)		
所有株券等の合計数	4(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(後略)